# 「札幌市新型インフルエンザ対策行動計画」(概要版)

#### 1 背景

### (1) これまでの発生状況

20世紀における新型インフルエンザとしては、1918年にスペインインフルエンザ、1957年にアジアインフルエンザ、1968年に香港インフルエンザが流行している。新型インフルエンザが発生した場合、ヒトはその新型のウイルスに対して免疫をもたないため、広範かつ急速に広がり、短期間に地球全体にまん延し、世界的流行(パンデミック)になると考えられている。

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ(A/H5N1型)が流行しており、さらに、鳥からヒトに感染し死亡例も報告されている。ヒトからヒトへの感染事例は認められていないが、変異による新型インフルエンザの発生の危険性が高まっており、対策が急務となっている。

#### (2) 厚生労働省の対応状況

2003年10月 「新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会」を設置し、検討を開始

2004年 8月 「新型定インフルエンザ対策報告書」を取りまとめ

2005年11月 迅速かつ確実な対策を講ずるため、「新型インフルエンザ対策行動計画」を 策定

### (3) 北海道の対応状況

- ・ 厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」の策定を受け、2005年12月に「北海 道感染症危機管理対策本部会議」を開催
- 上記会議において、「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定

### 2 流行規模の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右されることから、その予測は、現段階では困難な状況にあるが、厚生労働省の行動計画の想定を基に、札幌市の流行規模を人口比(約1.47%)で算出すると、医療機関を受診する患者数は、約36万8千人、死亡者数は病原性が中等度の場合で約2,500人と推定される。

また、人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下で、中等度の場合での入院患者数は約7,800人で、1日当たりの最大入院患者数は、約1,500人と推定される。

項		札幌市	北 海 道	全 国	
医療機関を受診する患者数		約 368,000 人	約 111 万人	約 2,500 万人	
1日当たりの最大入院患者数		約 1,500 人	約 4,500 人	約10万1千人	
入院患者数	中等度	約7,800人	_	約 53 万人	
	重 度	約 29,400 人	_	約 200 万人	
死亡者数	中等度	約 2,500 人	約7,600人	約 17 万人	
	重 度	約 9,400 人		約 64 万人	

【新型インフルエンザ流行時の健康被害予測】

#### 3 対策の基本方針

- ・ 新型インフルエンザによる重大な健康被害の発生に備えるとともに、迅速かつ的確な対策を総合的に推進することを目的に、「札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議」を設置する。
- ・ 市内における感染拡大を可能な限り防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめるために、「札幌市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。
- ・ 行動計画の策定にあたっては、新型インフルエンザが発生した場合、国や北海道との連携の下、 広域的な対応が必要なことから、厚生労働省や北海道の行動計画に準じて具体的な検討を実施する。
- ・ ただし、策定後も、新型インフルエンザに関する新たな知見、情報及び関係機関からの意見などを反映しながら、必要に応じて改訂を行っていく。

<sup>※ 「</sup>新型インフルエンザ対策行動計画」及び「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」より

### 【参考: 札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議の経過】

2005年12月27日 第1回札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議 2006年 1月23日 第2回札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議 2006年 2月 2日 第3回札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議

#### 4 行動計画のフェーズの概要と目標等

- ・ あらかじめ発生した状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より 対応方針を定める。
- ・ 厚生労働省の行動計画に準じ、新型インフルエンザの発生状況に応じて6つのフェーズに分類し、 この6つのフェーズをさらに、国内で新型インフルエンザが発生していない場合(国内非発生: A) と、国内で新型インフルエンザが発生した場合(国内発生: B)に細分化し、行動計画を策定した。
- ・ このフェーズに基づき行動計画を定めるとともに、国や北海道などの機関と連携し、必要な庁内体制の確立、情報の収集・提供の強化、医療供給体制、防疫体制の確保を図る。

#### 【札幌市における各フェーズに応じた主な危機管理体制と目標】

【礼幌巾にのける合ノエー人に心しに土な心機管理体制と日標】							
フェーズ			主な危機管理体制	目標			
	・ヒトへ感染する可能	能性を持つウ	・通常のインフルエンザサーベイ	・将来のインフルエン			
1	イルスが動物に検出		ランスによる監視と新型インフル	ザパンデミックに対			
	(平常時)		エンザに関する情報収集の実施	する対策の強化			
	・動物からヒトへ感染	やするリスク	・通常のインフルエンザサーベイ	・庁内関係部局におけ			
2	が高いウイルスが動物に検出		ランスによる監視と国内外の高病	る連携と情報の共有			
	(トリートリ感染)		原性鳥インフルエンザに関する情	化の実施			
			報収集の実施				
	・ヒトへの新しい亜型のインフル		・札幌市新型インフルエンザ対策	・新しい亜型のウイル			
3	エンザ感染が確認されているが、		連絡会議の設置及び発生に備えた	スの迅速な同定、感染			
	ヒトからヒトへの感染はない		必要な対策の実施	の早期探知、報告、対			
	(トリーヒト感染)			応の確実な実施			
	ヒトからヒトへの新	国内非発生	・札幌市新型インフルエンザ対策	・準備した事前対策を			
4	しい亜型のインフル	(A)	連絡会議の開催及び発生に備えた	導入する時間を確保			
	エンザ感染が確認さ		必要な対策の強化	するため、新型ウイル			
	れているが、感染集	国内発生	・札幌市感染症対策連絡会議又	スを限られた発生地			
	団は小さい	(B)	は札幌市感染症対策本部の設置	域内に封じ込める			
	(ヒトーヒト感染)		及び対策の推進	・拡散を遅らせる			
	ヒトからヒトへの新	国内非発生	・札幌市新型インフルエンザ対策	・パンデミックを回避			
5	しい亜型のインフル	(A)	連絡会議の開催	し、対策を実施する時			
	エンザ感染が確認さ		・発生に備えた対策の強化	間を確保するため、新			
	れ、大きな集団発生	国内発生	<ul><li>・札幌市感染症対策連絡会議又は</li></ul>	型ウイルスの封じ込			
	がみられる。パンデ	(B)	札幌市感染症対策本部の設置及び	めを行う			
	ミック発生のリスク		封じ込め若しくは拡散防止に向け	・拡散を遅らせるため			
	が高まる		た対策を強力に推進	の努力を最大限行う			
	パンデミックが発生	国内非発生	・札幌市新型インフルエンザ対策	・社会機能を維持させ			
6	し、世界の一般社会	(A)	連絡会議の開催、発生に備えた対	るため、影響(被害)			
	で急速に感染が拡大		策のより一層の強化	を最小限に抑える			
	している	国内発生	・札幌市感染症対策本部の設置	・次の大流行に向けて			
		(B)	・市長の非常事態宣言	対策の評価・見直し等			
			・社会活動を維持するための対策	を行う			
			の強力な推進				

<sup>※</sup> 平成18年1月現在、日本の状況はフェーズ3Aの段階

#### 5 行動計画の主要5項目

厚生労働省及び北海道の行動計画では、各フェーズごとに、その目標と活動を、「計画と連携」、「サーベイランス」、「予防と封じ込め」、「医療」、「情報提供・共有」の5分野に分けて立案している。このため、札幌市においても、この5分野に基づき対策を進めていく。

### (1) 計画と連携

- ・ 「札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議」を設置し、「札幌市新型インフルエンザ対策行動 計画」を策定する。
- ・ フェーズ4B(道内発生)以上の段階においては、札幌市感染症健康危機管理実施要領により 市長を本部長とする「札幌市感染症対策本部」を設置することにより、庁内関係部局と連携し、 地域防災計画に準じた体制の検討等、全庁を挙げた取組みを推進する。

# (2) サーベイランス

- ・ 感染症発生動向調査による患者発生の動向、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスの実施等による、常時、監視体制の強化を図る。
- ・ フェーズの進展に従い、感染のみられた集団(クラスター)を早期に発見するためのクラスターサーベイランスの実施や、疾病罹患状況の異常を早期に検知するための症候群サーベイランスの実施等、サーベイランス体制を強化する。

#### (3) 予防と封じ込め

- ・ 市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、北海道が実施する発生を限局的に抑圧 するためのまん延防止措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等)に協力する。
- ・ うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御方法の実施や、感染者に接触しないとい う個人単位での感染防止策の徹底を図る。
- ・感染拡大防止・封じ込めのため、患者の隔離、接触者調査を検討する。
- ・ 場合によっては、不特定多数の集まる活動の自粛勧告、新型インフルエンザ様症状が見られた 者の出勤停止・受診勧告等の社会活動の制限等の実施を検討する。

# (4) 医療

- ・ 新型インフルエンザの発生初期(フェーズ4B、5B)においては、症例基準に合致する新型インフルエンザの疑い患者を、陰圧を有する感染症指定医療機関等に入院させる。
- ・ 感染症病床や結核病床等の陰圧病床の利用について、北海道などの関係機関と事前に調整を図る。
- ・ 国内パンデミック期(フェーズ6B)になった場合を想定し、医療機関等への入院・入所の活用計画を検討する。
- ・ 厚生労働省における新型インフルエンザの診断及び治療方法等の確立を受け、それらを各医療機関に周知徹底することにより、早期治療等を図るとともに、院内感染対策、治療薬タミフルの 適正使用等について要請する。

## (5) 情報提供・共有

- ・ 収集した情報について、新型インフルエンザの感染防止・拡大防止を図る観点から、関係機関・ 団体との情報の共有化を図る。
- 市民に対し理解しやすい内容の情報提供を積極的に行う。
- 新型インフルエンザの発生時(フェーズ4A、4B)には、一次窓口として札幌市コールセンターを利用するとともに、相談窓口を保健所、保健センターに設置する。